明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告示〕

○除籍の一部が滅失した件（法務五一八）　二

○出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一条第一号トの規定による技能実習を監理する団体及び出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定による技能実習を定める件の一部を改正する件（同五一九、五二〇）

○出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一条第一号トの規定に基づき監理団体を定め、出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定に基づき技能実習を定める件の一部を改正する件（同五二一～五二四）　二

○株式会社日本政策金融公庫法附則第三十五条の規定に基づき、同条の主務大臣の定める利率を定める等の件の一部を改正する件（財務・農林水産二四）　二

○農業信用保証保険法第五十九条第一項の規定に基づき、同項の主務大臣の定める利息を定める件の一部を改正する件（同二五）

○中小漁業融資保証法第六十九条第一項の主務大臣が定める利息を定める件の一部を改正する件（同二六）

○国税庁の保有する行政文書の開示請求手数料の納付を事務所において現金ですることができる事務所を定める件の一部を改正する件（国税庁四一）　三

○国税庁の保有する個人情報の開示請求手数料の納付を事務所において現金ですることができる事務所を定める件の一部を改正する件（同四二）

○労働保険の保険料の徴収等に関する法律の規定に基づき雇用保険率を変更する件（厚生労働五八八）

○雇用保険法附則第五条第一項ロの規定に基づき厚生労働大臣が指定する地域の一部を改正する件（同五八九）

○農業近代化資金融通法第二条第三項第四号の規定に基づき、同号の農林水産大臣が定める利率を定める件の一部を改正する件（農林水産二六五三）

○農業近代化資金融通法第三条第四項の規定に基づき、同項の農林水産大臣が定める利率を定める件の一部を改正する件（同二六五四）　三

○農業経営基盤強化促進法附則第十一項の規定に基づき農林水産大臣が定める利率を定める件の一部を改正する件（同二六五五）　三

○保安林の指定をする件（同二六五六～二六六〇）　四

○保安林の指定を解除する件（同二六六一～二六八三）　四

○消費生活用製品安全法第十九条第二項において準用する第十八条第一項の規定に基づき登録の更新を行った件（経済産業二六五）　六

○国土交通大臣が講習の実施機関を認定する件（国土交通一四六七、一四六八）　七

○航路標識に関する件（海上保安庁二八五～二九五）　一〇

○都市計画に関する件（関東地方整備局四二五）　一〇

○道路に関する件（中部地方整備局二一九、二二〇）　一〇

〔国会事項〕

〔皇室事項〕　一〇

〔官庁報告〕

官庁事項

旅券法第十九条の二第一項の規定に基づく一般旅券の返納命令に関する通知（外務省）　一〇

公聴会

狩猟鳥獣の指定の解除等に関する公聴会の開催について（環境省）　一二

〔公告〕

諸事項

官庁

建設業の許可の取消処分関係　一

裁判所

相続、失踪、破産、免責、特別清算、再生関係　三

地方公共団体

教育職員免許状失効関係　三

会社その他